西予市地域づくり活動センター市民検討委員会設置要綱

平成30年6月26日 西予市告示第114号

(設置)

第1条 西予市公民館条例(平成16年西予市条例第113号。以下「条例」という。)に基づく公民館を地域活動の拠点施設として活用することにより、地域住民の主体性を活かした小規模多機能自治活動による自主・自立の地域社会づくりを図るため、拠点施設の在り方や方向性の提案を行う西予市地域づくり活動センター市民検討委員会(以下「委員会」という)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、答申するものとする。
 - (1) 西予市地域づくり活動センターに係る整備計画(以下「整備計画」という)の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域づくり活動センターに関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員35人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 西予市行政連絡協議会各支部を代表する者
 - (3) 地域づくり組織を代表する者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 西予市公民館館長
 - (6) 西予市教育委員会 教育委員
 - (7) 西予市社会教育委員会
 - (8) 西予市社会福祉協議会
 - (9) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から答申されるまでの間とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。

2 委員は、第3条第2項に規定するその職又はその資格を失った場合においても、前項に規定する任期中、引き続き委員の資格を有することができるものとする。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長と なる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(分科会)

- 第7条 委員会は、条例第2条第2項に規定する分館の在り方について協議するため、西予市公民館分館制度分科会(以下「分科会」という。)を置く。
- 2 分科会に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画部まちづくり推進課において処理する。 (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が委員会に諮り定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年西予市告示第81号)

この告示は、公布の日から施行する。